

平成22年10月1日

## 保険新商品の取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、多様化するニーズにお応えするため、平成22年10月12日（火）より、一時払増終身保険「3増法師」（引受保険会社：明治安田生命）、医療保険「きらめき新医療保険α」（引受保険会社：三井住友海上きらめき生命）、一時払変額年金保険「スマートデザイン 555」（引受保険会社：アイエヌジー生命）の3商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

これにより当行の取扱う保険商品は20銘柄となり、お客さまの選択の幅は一段と広がります。

今後も引き続き保険商品や投資信託の品揃えの充実を図り、お客さまに喜ばれる商品・サービスを提供してまいります。

### 1. 取扱商品（3商品）

商品名	保険会社	特徴
3増法師 【5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険】	明治安田生命保険相互会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後10年間、死亡保険金が毎年一定割合で増加します。（増加率は契約時の年齢により異なります。）</li> <li>・契約日から10年経過後も死亡保険金が増加します。（契約時の予定利率、年齢、性別に基づきます。）</li> <li>・解約返戻金は契約時に確定し、着実に増加します。一定期間経過後は解約返戻金が一時払保険料を上回ります。</li> </ul>
きらめき新医療保険α 【新医療保険α（低解約返戻金特則付）無配当】	三井住友海上きらめき生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰り入院でも一律5日分保障されます。</li> <li>・先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費を保障します。</li> <li>・女性専用の特約を付加することができます。</li> <li>・もしものときは「保険料払込免除特約」で、保険料の払込みが不要になります。※保険料の払込期間を定めて払い込んでいただくタイプ（有期払）に付加できます。</li> </ul>
スマートデザイン 555 【一時払変額年金保険(10A型)】	アイエヌジー生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金原資、死亡給付金の最低保証額が、運用実績に応じて110%から最大で150%まで、5%刻みでステップアップします。</li> <li>・ステップアップは運用開始直後より毎日判定します。</li> <li>・世界の株価指数に連動する「積極運用資産」と短期金融資産等による「定運用資産」の資産配分比率を毎週見直すことにより、安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指します。</li> </ul>

※保険商品の留意点につきましては、次項をご確認下さい。

### 2. 取扱開始日

平成22年10月12日（火）

### 3. 取扱店

全営業店及び出張所（91か店）

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
 営業推進部 預り資産推進室 小菅・吉田  
 TEL：048-641-6111（代） 内線 2360、2366

#### 4. 留意事項

- 生命保険は預金ではありません。
- 生命保険は預金保険の対象ではありません。
- v b 当該商品は引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、当行は契約の媒介を行います、契約の相手方は引受保険会社になります。
- 当該商品の詳細については「商品パンフレット」「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」等でご確認ください。
- 変額個人年金保険「スマートデザイン555」の留意点

##### 投資リスクについて

この保険は、年金額、給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減するしくみの年金保険です。特別勘定では、主な投資対象となる投資信託を通じ、国内外の株式、債券等の価格等の変動を反映した運用が行われますので、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクを伴います。投資対象資産の価格の下落、為替や金利の変動等により、解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。

##### 諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

据置（運用）期間中	保険契約 関連費用	特別勘定の資産総額に対し年率2.98%を、日割りで毎日控除します。
	資産運用 関連費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対し年率0.21%（税込）を、信託報酬として日割りで毎日控除します。（*1）
解約・一部解約・一時 払定額年金への移行を 行う場合	解約控除	契約日からの経過年数に応じて、基本給付金額（*2）に対し7.0%～1.0%（*3）を乗じた金額を、解約・一部解約・一時払定額年金への移行時に控除します。
年金受取期間中 遺族年金受取期間中	年金管理費	支払年金額に対し1.0%（*4）を、年金支払日に控除します。

\*1:その他お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。

\*2:一部解約の場合、基本給付金額に一部解約日の翌営業日の積立金額に対する一部解約請求額の割合を乗じた額となります。

\*3:解約控除率は契約日から解約日・一部解約日・一時払定額年金への移行日までの経過年数によって異なります。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

\*4:上記の率は将来変更することがあります。なお、年金支払開始時点の基礎率等（予定利率、年金管理費等）が、年金受取期間を通じて適用されます。

##### その他ご留意いただきたい事項について

- ・この保険では、年金原資について最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、お申込時にご指定いただく据置（運用）期間満了まで運用していただく必要があります。
- ・契約日から7年未満に解約・一部解約・一時払定額年金への移行を行った場合、解約控除がかかります。
- ・ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約返戻金には最低保証はありません。

以上